

第209号議案

令和5年度

新城市宅地造成事業特別会計

補正予算（第2号）

令和5年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度新城市の宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
浄化槽保守管理点検委託料	令和6年度	千円 2,647